

審 査 決 定 報 告 書

建設企業委員会

令和4年第3回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第61号ほか3件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、9月15、16日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第61号 水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、令和5年度から農業集落排水事業に地方公営企業法を全部適用することに伴い、関係規定の整備を行うものであり、他自治体における法適用の状況について、農業集落排水処理施設の処理水の放流先等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第62号 水戸市農業集落排水処理施設条例及び水戸市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

本案については、農業集落排水処理施設使用料を定額制から従量制へ変更することに伴う影響について、排除汚水量の測定方法について、各地区の汚水処理能力等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 議案第67号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中第1表中歳出中第8款（土木費）

本案は、市営住宅の長寿命化改修に係る事業費を増額するものであり、補正予算の積算根拠について、事業の概要とこれまでの実績について、今後の工事計画等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「設計段階において工事費を明確に算出し、早期の改修に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

4 議案第68号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

本案は、農業集落排水処理施設使用料を従量制に変更することに伴い、農家等を対象に、排除汚水量を認定するための私設量水器の設置に係る補助を行う

ものであり、補正予算の積算根拠について、対象世帯数について、対象地区への周知方法等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「制度の仕組みや変更点について、丁寧な周知に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第61号、議案第62号、議案第67号中第1表中歳出中第8款、議案第68号

以上、原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和4年9月28日

水戸市議会議長 須田 浩 和 様

建設企業委員会

委員長 綿 引 健